

## 第4節

## メガFTAの進展(TPP11、日EU・EPA、RCEP等)

## 1. 経済連携協定(EPA/FTA)の意義

経済連携の推進は、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義を有するところ、より具体的には、輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。例えばメキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金することの自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことに

より、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行なうためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けていることが多い。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコとは模倣品取り締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアとは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。

## 2. 経済連携協定(EPA/FTA)を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに多くの国がEPA/FTAを締結してきている。WTOへの通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA(FTAや関税同盟等)は124件であったが、1995年のWTO創設以降、400を超えるRTAが通報されており、2019年3月31日時点でGATT/WTOに通報された発効済RTAは472件に上る<sup>5</sup>。

特に、アジア太平洋地域においては、2010年3月にTPP協定交渉が開始(我が国は2013年7月に交渉に参加、その後、米国を除く11か国での交渉を経て、翌2018年3月にはTPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)が署名に至り、2018年12月に発効)、2013年3月には日中韓FTA、5月にはRCEPについてそれぞれ交渉が開始されたほ

か、それらを道筋として、APEC参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP:エフタープ)の実現が目指されている。

また、2013年4月には日本とEUの間で日EU・EPA交渉が開始される(交渉を経て、2019年2月に発効)など、各地域をつなぐ様々な経済連携協定の取組も同時並行で進行している。

このような多層的な経済連携協定を通じて、我が国は自由貿易の旗手として自由で公正な市場を、アジア太平洋地域を始め、世界に広げていくことを目指していく必要がある。

<sup>5</sup> WTOウェブサイトから取得。

なお、ここでいうRTAの数は、WTOへの通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含むRTAを二つのRTAとしてカウントしたもののだが、当該RTAを一つのRTAと数えた場合、2019年3月31日時点での発効済RTAは294件となる。

### 3. 我が国の経済連携協定を巡る取組

我が国は、2019年3月現在、21か国・地域との間で18の経済連携協定を署名・発効済みである。また、現在RCEP、日中韓FTA等の経済連携交渉を推進中である(第Ⅲ-1-4-1図、第Ⅲ-1-4-2図)。

自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を

取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

「未来投資戦略2018」(2018年6月15日閣議決定)においても、「RCEP、日中韓FTAを含む経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括

第Ⅲ-1-4-1図 日本のEPA交渉の歴史

#### 日本の発効済EPA(14か国・1地域)

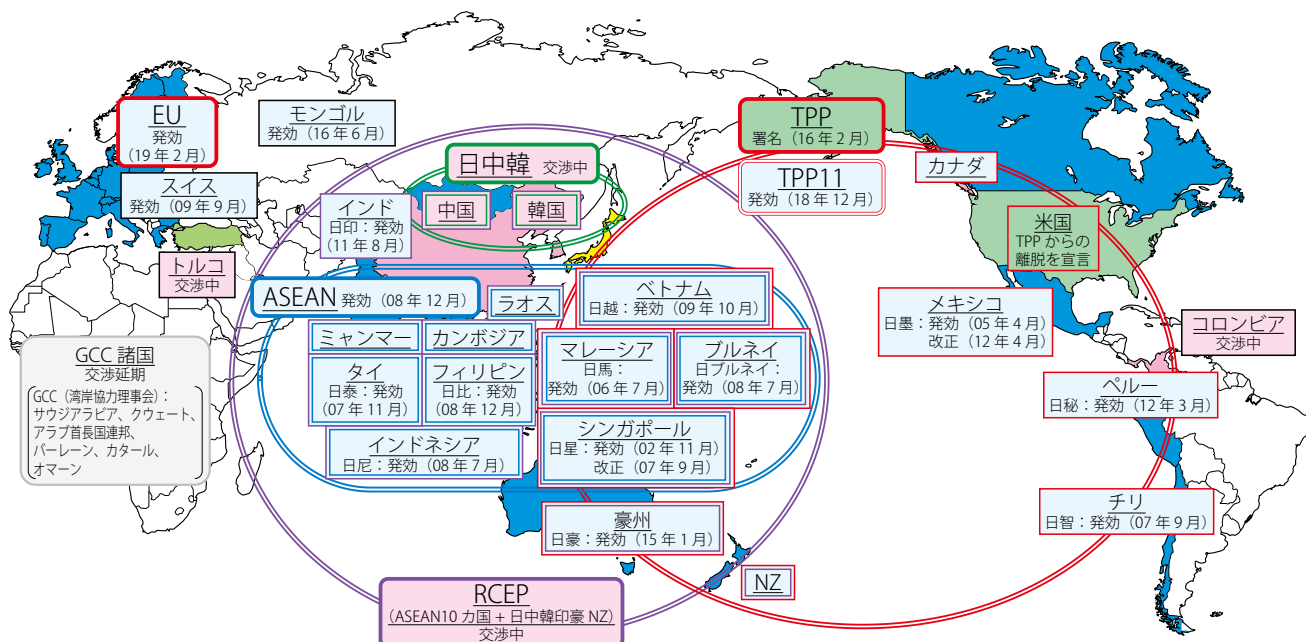
- 2002年11月 日シンガポールEPA発効
- 2005年4月 日メキシコEPA発効
- 2006年7月 日マレーシアEPA発効
- 2007年9月 日チリEPA発効
- 2007年11月 日タイEPA発効
- 2008年7月 日インドネシアEPA発効
- 2008年7月 日ブルネイEPA発効
- 2008年12月 日アセアンEPA発効
- 2008年12月 日フィリピンEPA発効
- 2009年9月 日スイスEPA発効
- 2009年10月 日ベトナムEPA発効
- 2011年8月 日インドEPA発効
- 2012年3月 日ペルーEPA発効
- 2015年1月 日豪EPA発効
- 2016年2月 TPP署名
- 2016年6月 日モンゴルEPA発効
- 2018年3月 TPP11署名
- 2018年7月 日EU・EPA署名
- 2018年12月 TPP11発効
- 2019年2月 日EU・EPA発効

- 日本で初めての経済連携協定  
(経緯) 1999年10月 シンガポールから日本に対してFTA締結を提案  
2000年10月 森首相とゴア・チョクトン首相との首脳会談で交渉開始に合意  
2002年1月 森首相とゴア・チョクトン首相との間で署名
- 他のアセアン諸国に対し、日本とのEPA締結への関心を喚起  
2003年12月 タイ、フィリピン、マレーシアとの間でEPA交渉開始に合意

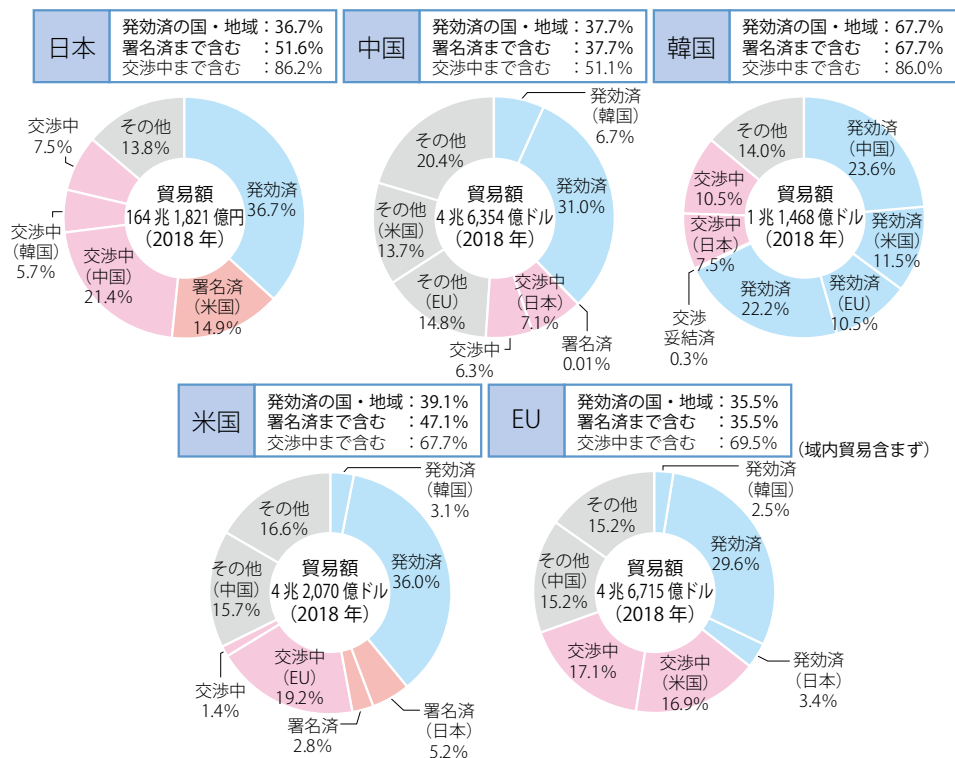
- 日本の輸出品にとってメリットのある交渉結果
  - ・乗用車：7年目に関税撤廃(※大型バス、トラックを除く)
  - ・鉄鋼：即時又は段階的に関税撤廃
  - ・政府調達：メキシコのEPA締結国優遇制度による差別的待遇を解消
- 日本側の農産品についても一部を市場開放
  - ・牛肉、豚肉、鶏肉、オレンジ(生果、ジュース)等：関税割当を設定

- 初の広域EPA
  - ・二国間EPAを締結していなかったカンボジア、ラオス、ミャンマーをカバー
  - ・日本とアセアン域内にまたがるサプライチェーンで、EPAが利用可能に(原産地規則の累積規定)
- 二国間EPAとは別個の協定
  - ・企業は、日アセアンEPAと既存のアセアン諸国との二国間EPAを比較して、関税率や利用条件が、より有利な協定を選択して利用可能

第Ⅲ-1-4-2図 日本の経済連携協定の推進状況(2019年3月現在)



第Ⅲ-1-4-3 図 各国の FTA カバー率比較



・発効・署名・交渉状況は2019年3月末時点。  
 ・「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。  
 ・国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU28を特記。  
 ・同一の国とマルチのFTA、ハイのFTAがともに進行している場合、貿易額は進行順(発効済→署名済→交渉中→その他)にカウント。  
 ・貿易額データ出典: 日本・財務省貿易統計(2018年1-12月:確定値)、中国・韓国・米国・EU・IMF、Direction of Trade Statistics(2018年、yearly data、2019年4月19日)  
 ・小数第2位を四捨五入のため合計は必ずしも100%とならない。

的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」こととしてい

る(第Ⅲ-1-4-3図)。

#### 4. 我が国が推進中の経済連携

##### (1) TPP 協定 (環太平洋パートナーシップ協定) (2016年2月4日署名)

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定(以下、TPP協定)に関し、2013年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日に署名がなされた。日本国内においては、2016年12月9日に、TPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017年1月20日、TPP協定原署名国12か国の中で最も早く国内手続完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017年1月30日に、TPP協定の締

約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及びTPP協定署名各国に対して発出した。

##### (2) TPP11 (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) (2018年12月30日発効)

2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を参加各国に通告した後、同年3月15日にチリにおいてTPP協定閣僚会合が開催された。閣僚会合の結果、米国を除くTPP協定署名11か国が今後も結束して対応することを確認する共同声明が発出された。

共同声明を踏まえ、2017年5月21日にベトナムでTPP閣僚会合が開催された。本会合では、原署名国の参加を促進する方策も含めた、TPP協定の早期発

効のための選択肢の検討を11月のAPEC首脳会合までに完了させること等に合意。その後7月に日本、8月に豪州、9月・10月に日本で首席交渉官会合が開催された。

同11月9日にベトナムにおいて開催されたTPP閣僚会合では、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、①11か国による環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下TPP11協定）について合意に達したこと、②TPP11協定が、TPP協定の高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた閣僚声明を作成した。

2018年1月には東京で首席交渉官会合が開催され、11か国間でTPP11の協定文が最終的に確定した。TPP11協定は前文の他、7条の条文から成る。第1条においてTPP協定の組込みを、第2条において停止する項目（凍結項目）を規定。TPP協定の高い水準を維持しつつもTPP11協定に参加している国が全て合意できる内容にするという、バランスの取れた協定内容となっている。

3月8日午後3時（現地時間）、チリにおいてTPP11協定の署名を実現。この後、6月28日にメキシコが寄託者であるニュージーランドに対して通報を行った。続く7月6日に日本、7月19日にシンガポール、10月25日にニュージーランド、10月26日にカナダ、10月31日にオーストラリアがそれぞれニュージーランドへの通報を完了させたことで、協定に定める発効に必要な6か国の国内手続が完了した。なお、ベトナムも11月15日付で国内手続を完了させている。

2018年12月30日、TPP11協定はメキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・オーストラリアの6か国間で発効し、2019年1月14日以降はベトナムを加えた7か国間で効力を生じている。TPP11協定の発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場を作り出すことが期待される。

2019年1月19日には東京で第1回TPP委員会が開催され、今後の新規参加に関する手続について議論、方針が決定された。同日採択された閣僚声明では、新たな国・地域の加入を通じ協定を拡大していくとの署名国の強い決意が盛り込まれている。

### (3) 日EU・EPA（2019年2月1日発効）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EUとのEPA交渉が挙げられる。我が国とEUは、世界人口の約1割、貿易額の約3割（EU域内を除くと約2割）、GDPの約3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。

EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2016年10月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA：the Comprehensive Economic and Trade Agreement）に署名した。また、南米南部共同市場（メルコスール）との自由貿易協定（EU-Mercosur Free Trade Agreement）を交渉中である。

日EU・EPAについては、2009年5月の日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日EU定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日EU経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の大枠（交渉の「範囲（scope）」及び「野心のレベル（level of ambition）」）を定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

翌2012年にかけて実施したスコーピング作業の終了を受け、同年11月のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マנדート）を取得した。2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意した。交渉において、日本側はEU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、電子機器最大14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望。他方、EU側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月17日に署名、同年12月21日に日EU双方は本協定発効のための国内手続きを完了した旨を相互に通告し、2019年2月1日に発効した。なお、投資保護規律及び投資紛争解決手続きについては別途協議を継続している。

**(4) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP (アールセップ) : Regional Comprehensive Economic Partnership) (交渉中)**

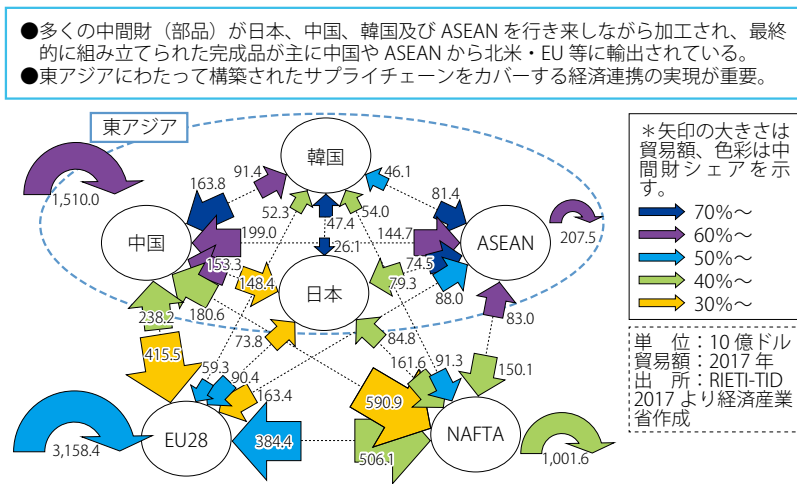
RCEPは、世界全体の人口の約半分、GDPの約3

割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的にはFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の実現に寄与する重要な地域的取組の一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されている(第Ⅲ-1-4-4図)が、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域EPAが実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながる事が期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られる(第Ⅲ-1-4-5図)。

第Ⅲ-1-4-4図 東アジア地域におけるサプライチェーンの実態

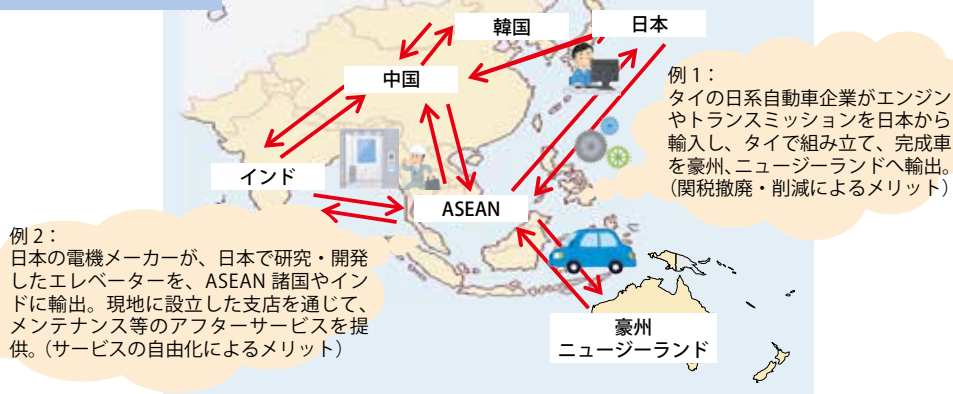


第Ⅲ-1-4-5図 RCEP参加の意義

**地域共通のルール作り、サプライチェーンの構築・拡大への貢献**

- ・貿易、投資、サービス、電子商取引、知的財産等の地域共通のルール作りを通じたモノ・ヒト・カネの活発な往来の促進。
- ・RCEP域内で製造された部品を活用し、削減・撤廃された関税の下、貿易を活性化するとともに、国境を越えたサプライチェーン・ネットワークの構築・拡大を促進。その結果、RCEP地域の成長市場への中小企業を含む日本企業の進出を促進。

**想定される活用例**



2012年11月のASEAN関連首脳会議において、「RCEP交渉の基本方針及び目的」が16か国（ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEPの交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回RCEP交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、2019年3月までに15回の閣僚会合、25回の交渉会合が開催されている。2018年11月には、第2回RCEP首脳会議が開催された。会議後、共同首脳声明が発出され、2018年におけるRCEP交渉の実質的な進展を歓迎するとともに、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを2019年に妥結する決意が表明された。また、同共同首脳声明では、交渉の進捗として、これまでに経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章が妥結したことが報告されている。

現在、貿易交渉委員会 (Trade Negotiating Committee) に加え、物品貿易、原産地規則、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引などの幅広い分野について交渉が行われている。

### (5) 日中韓FTA (交渉中)

日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約2割を占める。日中韓FTAは、3か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) の実現にも寄与する可能性のある重要な地域的取組の一つである。

2013年3月に交渉を開始して以降、2019年3月までに計14回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サー

ビス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2015年10月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年11月の日中韓サミットでは包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。加えて、2016年10月の日中韓経済貿易大臣会合では、日中韓FTA独自の価値を追求して一層努力していくことを確認した。

### (6) 日ASEAN包括的経済連携 (AJCEP) 協定 (サービス貿易章・投資章について、2019年2~4月持ち回り署名)

ASEAN全加盟国とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携 (AJCEP) 協定は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、2008年12月から加盟国との間で順次発効している。2010年10月より交渉が行われていたAJCEP協定のサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017年11月の日ASEAN非公式経済大臣会合において、AJCEPのサービス貿易・投資に係る改正議定書についても、閣僚レベルの交渉終結に合意。2019年2~4月に持ち回りでの署名を実施。今後は、改正議定書の早期発効に向けた国内手続を進めることとなった。

### (7) 日GCC・FTA (交渉延期)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC (湾岸協力理事会) 諸国とのFTAについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されている。

### (8) 日カナダEPA (交渉中断中)

日カナダEPA交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012年3月の日カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益をもたらす得る二国間EPAの交渉を開始することで一致した。2012年11月の交渉開始

から2014年11月まで計7回の交渉会合が開催された。

### (9) 日コロンビア EPA (交渉中)

コロンビアは、2016年11月にコロンビア政府とコロンビア革命軍（FARC）の間での和平合意が議会で承認され、直近の成長率見通しも良好（2017年1.8%から2018年2.7%）が見込まれる人口4,900万人の市場であり、EPAを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、中南米諸国・米国・カナダ・EU、及び韓国とのFTAが発効済みである。

2011年9月の日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPAの共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012年7月にあり得べきEPAは両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書が取りまとめられた。同報告書を踏まえ2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで合意し、2012年12月に第1回交渉が開催された。

その後、2018年3月末までに、13回の交渉会合が開催された。また、2016年9月に続き同年11月にも行われた日コロンビア首脳会談においては、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。また、2018年8月16日の河野外相によるドゥケ・コロンビア大統領表敬の際にも、TPPと並んでとりあげられた。

### (10) 日トルコ EPA (交渉中)

トルコは、人口8,200万人を超え（2018年末時点）、国民の平均年齢が30歳前半と若い魅力的な国内市場を持つ。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、第三国に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研

究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、最近では2019年4月に第14回交渉会合が開催された。日トルコEPAによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進を図る。

### (11) 日韓 EPA (交渉中断中)

韓国とのEPA交渉は2003年12月の交渉開始後、2004年11月の第6回交渉会合を最後に中断。

### (12) EPAの利用や見直し

以上、現在交渉中、交渉開始に合意したEPA/FTAを紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTAの利用の促進、既存EPAの見直し等も重要である。

2018年末から2019年にかけて、TPP11協定や日EU・EPAも発効に至り、以前にも増して、発効済みEPAを利用・運用する段階にあるといえる。引き続き、①政府のみならずJETRO<sup>6</sup>、日本商工会議所<sup>7</sup>、業界団体等による積極的なEPAの普及啓発・利活用の促進・着実な執行、②「ビジネス環境の整備に関する委員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交えた協議<sup>8</sup>、③EPAの利活用実態やニーズ、国際的な通商ルール形成の動向を踏まえた協定見直し<sup>9</sup>等、EPAを活用し、見直すことを通じて質を高めていく取組が重要であるといえる。

6 EPA利用（日本企業の方） <https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/>

EPA活用のための相談窓口（在留海外企業の方） <https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html>

7 第一種特定原産地証明書の指定発給機関 <http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

8 ビジネス環境の整備に関する委員会 [http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/about/business.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html)

9 日・タイEPA(2007年発効)、日・インドネシアEPA(2008年発効)、日・フィリピンEPA(2008年発効)については、見直しの議論中。